

建築基準法第12条第1項に基づく

平成22年度 国土交通大臣登録「特殊建築物等調査資格者講習」ご案内

主催 財団法人 日本建築防災協会

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3階
〒105-0001 TEL(03)5512-6451(代) FAX(03)5512-6455

特殊建築物等調査資格者となりましょう

百貨店、ホテル、映画館などの特殊建築物等で特定行政庁が指定した建築物については、建築基準法第12条第1項により定期的に調査をして特定行政庁へ報告することが義務付けられています。この調査業務を行うのが「特殊建築物等調査資格者」です。この資格者は建築基準法第12条第2項に基づく国等の公共建築物の定期点検も行うことができます。是非この講習を受講し、特殊建築物等調査資格者となりましょう。

平成13年に発生した新宿歌舞伎町火災では不適切な維持保全が被害の拡大を招いたように、建築物の維持保全は重要な問題です。特殊建築物等では、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要があります。

また、近年、定期報告が適切に行われていなかったことが一因と思われる建築物や昇降機等の事故が多発していることから、平成20年4月1日より定期報告制度が見直されました。定期調査の調査項目、調査方法、判定基準が国土交通省告示により示されました。本講習では、この新しい内容を反映させたテキストにより講習を行います。

1級建築士、2級建築士の方も是非受講しましょう。建築士会継続能力開発（CPD）制度認定講座23単位（予定）

1級建築士、2級建築士の方は法律的には定期調査・報告業務を行うことができますが、既存建築物の調査方法を修得するため、講習会の受講をおすすめしています。また、この講習は、建築士会継続能力開発（CPD）制度認定講座23単位（予定）で、講習を修了した建築士が生産専攻建築士を登録する場合には「診断・改修」の限定表示および専門分野表示をすることができます。なお、1級建築士、2級建築士の方にも合格者には、講習修了証明書が交付されます。受講資格に関しては、以下の「講習の対象」をご参照下さい。

第1 講習の対象

(1) 次のイからヌまでのいずれかに該当する者（平成16年国土交通省告示第1165号による）

学 校	学 科	卒業後の建築に関する実務経験年数
イ. 大学	建築工学科、建築学科、建築科、建築デザイン工学科、土木学科、土木工学科、機械工学科、機械学科、機械科、機械システム工学科、機械情報工学科、機械情報技術学科、生産機械工学科、精密機械工学科、電気工学科、電気学科、電気科、電気技術科、電気工作科、電気電子工学科、電気電子システム工学科、電気電子情報工学科、電子工学科、電子学科、電子科、電子情報学科、電子機械工学科、電気通信工学科、電気通信学科、電気通信科、通信工学科、情報通信工学科	2年以上
ロ. 3年制短期大学（夜間を除く）		3年以上
ハ. 2年制短期大学		4年以上
ニ. 高校		7年以上
ホ. 建築に関して11年以上の実務経験を有する者		
ヘ. 特定行政庁職員として建築行政に関して、2年以上の実務経験を有する者		
ト. 消防吏員として、5年以上の火災予防業務の実務経験を有する者		
チ. 甲種消防設備士として、5年以上の実務経験を有する者		
リ. 防火対象物点検資格者として、5年以上の実務経験を有する者		
ヌ. 上記と同等以上の知識及び実務経験を有する者		

(2) 既修了者（既にこの講習を修了した特殊建築物等調査資格者）

※受講資格（上記以外の学科・実務経験等）に関して不明な点がある場合には、事前に事務局までお問い合わせ下さい。

第2 講習開催地・開催期日・会場・定員
(講習は延4日間。毎日午前9時～午後5時まで。)

開催地	開催期日	会 場		定 員
東京第1	10月 5日(火)～10月 8日(金)	大手町サンケイプラザ3階会議室	千代田区大手町1-7-2	320名
福 岡	10月19日(火)～10月22日(金)	福岡中小企業振興センター4階会議室	福岡市博多区吉塚本町9-15	120名
大 阪	10月26日(火)～10月29日(金)	大阪国際交流センター2階大会議室	大阪市天王寺区上本町8-2-6	250名
名古屋	11月 9日(火)～11月12日(金)	名古屋栄ビルディング12階大会議室	名古屋市東区武平町5-1	180名
東京第2	11月30日(火)～12月 3日(金)	大手町サンケイプラザ3階会議室	千代田区大手町1-7-2	320名

備考 会場の選択は受講者の自由です。

第3 講習科目・講習時間(詳細は平成16年国土交通省告示第1166号による)

講習科目	時 間	講習科目	時 間
1日目 ・特殊建築物等定期調査制度総論 ・建築学概論	1 5	3日目 ・防火・避難 ・その他の事故防止	6 1
2日目 ・建築基準法令の構成と概要 ・特殊建築物等の維持保全 ・建築構造	1 1 4	4日目 ・特殊建築物等調査業務基準 ・修了考査	4 2

※全講習科目を受講しないと、修了考査は受けられません。また、30分以上遅刻・早退をした講習科目が1つでもある場合、受講を放棄したものとみなし、同様に修了考査は受けられません。

第4 受講料

49,350円(テキスト代含む)(消費税込み)

既納の受講料は返金いたしません。銀行発行の振込受領書をもって領収証にかえさせていただきます。ただし、受講資格がないと判定された方には、手数料3,000円(消費税込み)を差し引き返金いたします。

第5 受講申込手続

(1) 受講申込方法 次の(2)申込に必要な書類等に記載の①～⑨を用意して以下の方法でお申込み下さい。

受講料をこの案内に印刷されている振込用紙で振込み、その振込証明書(収納印のあるもの)を受講申込書とともに郵送して下さい。この振込用紙以外での振込みは受け付けられません。ただし、銀行が最寄りにない場合は、現金書留にて受講料と申込に必要な書類等を郵送して下さい。

(2) 申込に必要な書類等

○講習対象別の申込に必要な書類等は原則として下表の通りとなります。(詳細は次頁以降をよく読んで下さい。)

講習対象			申込に必要な書類等				
学 校	学 科	卒業後の 建築に関 する実務 経験年数	卒業証明書 又は卒業証 書の写し	資格・ 免許の 写し	被保険者 記録照会 回答票の 写し*1	労働者名簿 の写し*2	受講申込書 等*3
イ. 大学	建築工学科、建築学科、建築科、建築デザイン工学科、土木学科、土木工学科、機械工学科、機械学科、機械科、機械システム工学科、機械情報工学科、機械情報技術学科、生産機械工学科、精密機械工学科、電気工学科、電気学科、電気科、電気技術科、電気工作科、電気電子工学科、電気電子システム工学科、電気電子情報工学科、電気工学科、電子学科、電子科、電子情報学科、電子機械工学科、電気通信工学科、電気通信学科、電気通信科、通信工学科、情報通信工学科	2年以上	○		○	○	○
ロ. 3年制短期大学(夜間を除く)		3年以上	○		○	○	○
ハ. 2年制短期大学		4年以上	○		○	○	○
ニ. 高校		7年以上	○		○	○	○
ホ. 建築に関して11年以上の実務経験を有する者					○	○	○
ヘ. 特定行政庁職員として建築行政に関して、2年以上の実務経験を有する者					○	○	○
ト. 消防吏員として、5年以上の火災予防業務の実務経験を有する者					○	○	○
チ. 甲種消防設備士として、5年以上の実務経験を有する者				○	○	○	○
リ. 防火対象物点検資格者として、5年以上の実務経験を有する者				○	○	○	○
ヌ. 上記と同等以上の知識及び実務経験を有する者					○	○	○

※1 年金事務所・年金相談センター(旧：社会保険事務所)が発行する被保険者記録照会回答票の写し(これを得られない正当な事由がある場合にはこれに代わる適当な書類)

※2 労働基準法第107条に基づく労働者名簿の写し等実務内容を確認できる適当な書類

※3 受講申込書・受講票・整理票・返信用封筒2通、振込証明書

氏名	○ ○ ○ ○	従事する業務の種類
生年月日	昭和○ ○ 年○ ○ 月○ ○ 日	
性別		
住所	△△県■■××市	
雇入の年月日	○ ○ 年○ ○ 月○ ○ 日	
退職の年月日及びその事由又は 死亡の年月日及びその原因		
履歴	年 月 日	

(注1) 過去の勤務先に労働者名簿の写しを依頼する場合、労働者名簿の保存期間は退職後3年間のため、それを過ぎた場合、労働者名簿がない場合があります。その時は、労働基準法第22条に基づく「退職時等の証明」を発行してもらい添付して下さい。

(注2) 2社以上の労働者名簿の写し等を添付する場合は、余白に勤務先名称を追記して下さい。

特殊建築物等調査資格者講習受講に関する実務経験等を証明する必要書類の追加について

平成19年3月に、国土交通大臣登録「昇降機検査資格者講習」を受講するにあたり、実務経験に詐称があることが確認されました。

これを受け、平成19年5月に、国土交通省住宅局建築指導課長より「受講申込受付時における実務経験の確認の徹底について」の通知が当協会に対してありました。

これに基づき、平成19年度特殊建築物等調査資格者講習より受講申込みに際して、実務経験等の確認を徹底するため、これまで添付していた書類に加え、以下の2点の書類が必要となりました。

- (1) 社会保険事務所が発行する被保険者記録照会回答票の写し（これを得られない正当な事由がある場合にはこれに代わる適当な書類）
- (2) 労働基準法第107条に基づく労働者名簿の写し等実務内容を確認できる適当な書類

参考条文（抜粋）

労働基準法第107条

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

2 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

労働基準法第22条

労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

労働基準法施行規則第53条

法第107条第1項の労働者名簿（様式第19号）に記入しなければならない事項は、同条同項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 性別 二 住所 三 従事する業務の種類 四 雇入の年月日
- 五 退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）
- 六 死亡の年月日及びその原因

2 常時30人未満の労働者を使用する事業においては、前項第三号に掲げる事項を記入することを要しない。

- ⑥ 必要書類に記載された氏名等の事項に変更があつた場合は、戸籍謄本・戸籍抄本等、その記載事項の変更が確認できる書類又はその写し

結婚等で卒業証書、各種免状の姓名と現在の姓名が異なる場合、その記載事項の変更が確認できる書類を添付して下さい。

- ⑦ その他受講資格審査等に必要書類

受講資格審査等に書類が追加で必要となった場合には、すみやかに提出して下さい。

講習の対象イからロの資格で受講する場合

- ⑧ 卒業証明書（原本）または卒業証書の写し

講習の対象チ、リの資格で受講する場合および既修了者で再度講習を受講する場合

- ⑨ 資格・免許の写し（甲種消防設備士及び防火対象物点検資格者の方は、資格・免許の写し、既修了者の方は講習修了証明書（認定書）の写し）を添付して下さい。

◎必要な書類に関して不明な点がある場合には、事前に事務局までお問い合わせ下さい。

- (3) 申込書送付先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3階 (財)日本建築防災協会特建講習会係

- (4) 申込受付期間 6月28日より各会場とも開催3週間前まで（必着）

（東京第1：9月10日、福岡：9月27日、大阪：10月4日、名古屋：10月18日、東京第2：11月8日）

（受付期間中でも定員になり次第締切りとなりますので、なるべくお早めにお申し込み下さい。）

第6 受講申込書記入上の注意（記入前に必ず読んで下さい。）

- この申込書に記載された個人情報には本講習実施に関する必要な書類の作成、送付、名簿の案内など定期調査報告関係の案内に使用します。
- 記入事項は、受講資格審査、受講票の発行および講習修了証明書作成のため、すべて正確に必ず本人が記入して下さい。
- 記入は黒か青のボールペン又はインクにより楷書で書き、数字は算用数字を使用して下さい。
- 該当箇所は○で囲み、※印欄は記入しないで下さい。
- 受講申込書に、学歴及び実務の経験を偽って記入して受講した場合には、平成13年国土交通省告示第356号により資格を失います。

申込書各欄記入上の注意事項

下記の事項に注意して、裏面も全て記入して下さい。

- (11. 学歴)の欄 (a) 学校名、学部・学科名、その他省略しないで正確に記入して下さい。
(b) 選科生、聴講生の場合はその旨を記入して下さい。
- (12. 実務経験の内容)の欄 ・ 建築や建築設備に関する技術的な実務内容を簡潔に、具体的に解り易く記入して下さい。
この欄に記入した内容については、被保険者記録照会回答票および労働者名簿の写し等で確認しますので、誤りのないよう正確に記入して下さい。
・ 受講に必要な実務経験内容の直近のものから記入して下さい。
・ 建築や建築設備に関する技術的な実務内容の例：建築設計・施工、建築設備設計・施工、建築物の保守・管理（警備、清掃などを除く）、建築設備の保守・管理、営繕業務、建築行政（特定行政庁職員）、火災予防業務（消防吏員）、消防設備設計・施工（甲種消防設備士）、消防法に基づく防火対象物の点検（防火対象物点検資格者）、建築大工等。
・ 申込に必要な書類等に記載されている勤務先名称が、社名変更等により現在の社名と異なっている場合は、勤務先名称欄に従前の社名を括弧書きで記入して下さい。
・ 在職期間は和暦で記入し、受講申込書記載日までを算定して下さい。
- (13. 勤務先証明欄)の欄 受講申込書記入後、実務経験の内容欄に記入のある現在または最終勤務先で証明を受けて下さい。
※証明者は、原則として代表者とし、社印及び代表者印を必ず押印してください。

第7 受講の通知

- (1) 受講資格審査の結果、受講適格者には返信用封筒にて受講票と受講上の注意を送付します。
また、テキストは別途現住所宛に送付します。
- (2) 受講資格がないと判定された方にはその旨を通知し、受講料(手数料3,000円(消費税込み)差引き)を返金します。

第8 講習合格者の発表および通知等

- (1) 可否の決定は平成22年12月下旬頃の予定です。電話等による問い合わせには応じられません。
- (2) 合格者には合格通知を、不合格者には不合格通知を送付します。(平成23年1月中旬頃の予定)
- (3) 合格者には講習修了証明書が交付されます。ただし、平成13年国土交通省告示第356号により次の一から五までのいずれかに該当する場合には、講習修了証明書は交付されません。手続きについては合格通知の時にお知らせいたします。
- (4) 講習修了証明書を交付された方は、本会作成の「特殊建築物等調査資格者名簿」に登載することができます(有料)。名簿登載者には特殊建築物等調査資格者証を交付し、希望者にはバッチも交付します。

【平成13年国土交通省告示第356号】

(最終改正：平成17年6月国土交通省告示第571号)

○建築基準法施行規則第4条の20の規定に基づき国土交通大臣が定める要件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の20の規定に基づく国土交通大臣が定める要件を次のように定める。

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の20に規定する国土交通大臣が定める要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 学歴又は実務の経験を偽ったことが判明した者
- 五 故意又は過失により建築基準法第12条第1項の調査又は同条第2項の検査を粗雑にしたことが明らかになった者

第9 受講会場の変更

受講会場の変更は、転勤等やむを得ない事情があり、申込締切日（変更に関わる会場のうちいずれか早いほうの締切日）までに申請し、かつ、定員に余裕がある場合に限り認められます。なお、その場合はそれを証するもの（住民票、辞令の写し等）が必要です。

第10 住所・勤務先等変更の連絡

住所・勤務先等受講申込書記載事項に変更があった場合は、必ず文書により（財）日本建築防災協会特建講習会係に届け出て下さい。

第11 講習案内および申込用紙の配布

この講習案内・申込用紙をさらに郵送ご希望の方は、直接（財）日本建築防災協会特建講習会係宛に返信用封筒（長形3号封筒（横12cm×縦23.5cm；A4が3つ折で入るサイズ）に80円切手貼付）を送って請求して下さい。なお、2部以上ご希望の場合は、以下での封筒にそれぞれの金額の切手を貼付して下さい。

2～4部：角2号封筒（A4サイズが入るもの）に140円切手貼付

5～10部：角2号封筒（A4サイズが入るもの）に240円切手貼付

また、下記の窓口にも置いてあります。

○全国都道府県庁および主要市（区）役所建築課窓口、全国主要消防本部（局）予防課窓口

○全国各地建築士会、建築士事務所協会窓口 ○定期調査報告取扱い地域法人窓口

（社）北海道建築士事務所協会	（財）岩手県建築住宅センター	（財）宮城県建築住宅センター
（財）秋田県建築住宅センター	（財）埼玉県建築住宅安全協会	（財）東京都防災・建築まちづくりセンター
（財）神奈川県建築安全協会	（財）新潟県建築住宅センター	（財）石川県建築住宅総合センター
（財）静岡県建築住宅まちづくりセンター	（財）愛知県建築住宅センター	（財）福井県建築住宅センター
（財）大阪建築防災センター	（財）兵庫県住宅建築総合センター	（財）なら建築住宅センター
（財）和歌山県建築住宅防災センター	（財）鳥根県建築住宅センター	（財）福岡県建築住宅センター
（財）佐賀県土木建築技術協会	（財）熊本県建築住宅センター	（財）鹿児島県住宅・建築総合センター
（社）沖縄県建築士事務所協会		

◎近年は受講者が増大していますのでなるべく早くお申し込み下さい。

お 願 い

受講申込書等をご送付頂く前に、記入もれ・申込に必要な書類をご確認下さい。

申込に必要な書類 ①～⑨をクリップ等で止めて下さい。

受講申込者全員が必要な書類

- ① 受講申込書（両面記入） 受講票・整理票（写真貼付）
- ② 返信用封筒2通（長形3号封筒（横12cm×縦23.5cm；A4が3つ折で入るサイズ）に80円切手貼付）
- ③ 振込証明書（収納印のあるもの）（のり付けはしないで下さい。）
（現金書留の場合は不要）
- ④ 年金事務所・年金相談センターが発行する被保険者記録照会回答票の写し（受講者全員）
- ⑤ 労働基準法第107条に基づく労働者名簿の写し（受講者全員）
- ⑥ 必要書類に記載された氏名等の事項に変更があった場合は、戸籍謄本、戸籍抄本等、その記載事項の変更が確認できる書類又はその写し
- ⑦ その他受講資格審査等に必要な書類

講習の対象イからニの資格で受講する場合

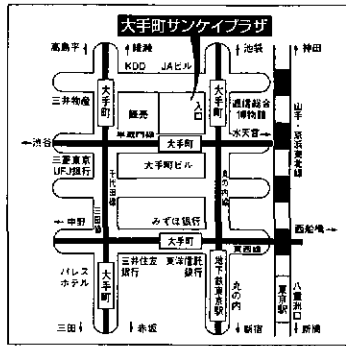
- ⑧ 卒業証明書または、卒業証書の写し

講習の対象チ、リの資格で受講する場合および既修了者で再度講習を受講する場合

- ⑨ 資格・免許の写し（甲種消防設備士及び防火対象物点検資格者の方は資格・免許の写し、既修了者の方は講習修了証明書（認定書）の写し）

会場案内図

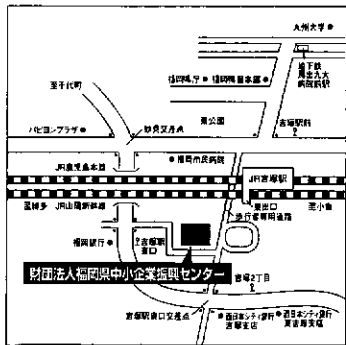
東京第1会場



大手町サンケイプラザ3階会議室

千代田区大手町1-7-2
地下鉄千代田線、丸ノ内線、東西線、半蔵門線、三田線
大手町駅E1出口直結
JR、地下鉄丸ノ内線
東京駅丸の内北口より徒歩約8分

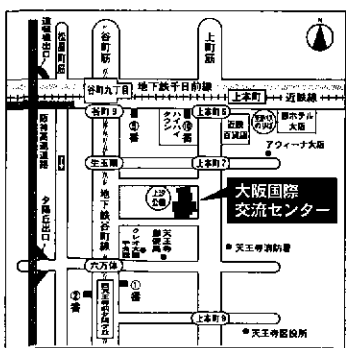
福岡会場



福岡中小企業振興センター4階会議室

福岡市博多区吉塚本町9-15
JR吉塚駅より徒歩約3分

大阪会場



大阪国際交流センター2階大会議室

大阪市天王寺区上本町8-2-6
近鉄上本町駅より徒歩約5分
地下鉄谷町線、千日前線
谷町九丁目駅より徒歩約10分

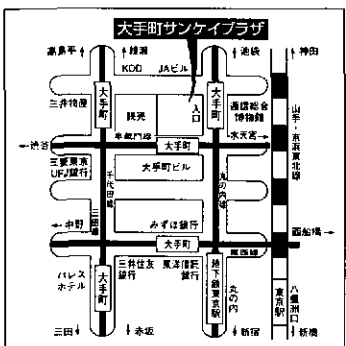
名古屋会場



名古屋栄ビルディング12階大会議室

名古屋市東区武平町5-1
地下鉄東山線、名城線栄駅より徒歩約2分

東京第2会場



大手町サンケイプラザ3階会議室

千代田区大手町1-7-2
地下鉄千代田線、丸ノ内線、東西線、半蔵門線、三田線
大手町駅E1出口直結
JR、地下鉄丸ノ内線
東京駅丸の内北口より徒歩約8分

振込依頼書

平成	年	月	日	科目	振込額	手数料
				金額	10,000円	10円
				普通預金	5,000円	5円
				口座振替	1,000円	1円
				現金	500円	0円
				合計	100円	0円
				振り込み	50円	0円

振り込み先：りそな銀行赤坂支店
口座番号：1065901
振込人：サイニホンケンケンボウサイキョウカイ
(財)日本建築防災協会
TEL (03)5512-6451 FAX (03)5512-6455
氏名(漢字)：氏名(カタカナ)：氏名(漢字)：住所：電話番号()：
氏名(漢字)：氏名(漢字)：住所：電話番号()：

◎取扱銀行へお願い
大線内を打電してください。

振込受領書 (本人保存)

依頼日	振込金額	先方銀行	受取人	依頼人
平成 年 月 日		りそな銀行赤坂支店	(財)日本建築防災協会	

本受領書をもって受講料領収書にかえさせていただきます。

上記のとおり収納いたしました。

収入印

振込証明書 (必ず受講申込書に添付)

受講希望地 (○で囲んで下さい)	東京第1 福岡 名古屋 大阪 東京第2
振込金額	
依頼人	
受講者氏名*	

*会社名での振込の場合は依頼人に会社名を受講者氏名欄に受講者氏名を必ず記入して下さい。

上記のとおり収納いたしました。

収納

銀行	支店
----	----

手数料依頼人負担 (取扱店保存)

建築基準法第12条第1項に基づく

平成22年度 国土交通大臣登録「特殊建築物等調査資格者講習」受講申込書

※この申込書に記載された個人情報は本講習実施に関する必要な書類の作成、送付、名簿の案内など定期調査報告関係の案内に使用します。
(記入にあたっては、講習案内の「第6. 受講申込書記入上の注意」をよく読み、「13. 勤務先証明欄」以外は必ず本人がご記入ください。)
※印のところは記入しないこと

以下に記載した事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。 なお、この申込書の記入事項又は申込みに必要な書類に虚偽があった場合には、 修了考査の結果にかかわらず講習修了証明書は交付せず、また交付後にあっては、 講習修了証明書を無効とされても異議を申し立てないことを重ねて誓います。 平成22年 月 日		※	※
1. 受講者氏名 フリガナ		※ 受講番号	
修了された場合、ここに書かれた氏名で講習修了証明書が作成されますので楷書で記入してください。		※ 修了証明書番号	
2. 生年月日(和暦) (満 才)	3. 建築士番号(お持ちの方のみ)	4. 受講希望地(いずれか1つを○で囲む)	
昭和 年 月 日	1級 第 号	東京 福 大 名古屋 東京	
平成 年 月 日	2級 () 都道府県 第 号	(1) 岡 阪 屋 (2)	
5. 現住所(〒) TEL () -			
都・道 府・県			
6. 勤務先名			
7. 勤務先部課名		8. 勤務先の役職名	
9. 勤務先住所(〒) TEL () - 内線 ()			
都・道 府・県			
10. 資格・免許等 (甲種消防設備士、防火対象物点検資格者、既修了者(特殊建築物等調査資格者)は必ず記入し、 免状、講習修了証明書(認定書)等の写しを添付して下さい。裏面も必ず記入して下さい。)			
資格・免許等の名称	取得年月日(和暦)	番 号	資格・免許等を与えた者の名称
	年 月 日	第 号	
	年 月 日	第 号	
	年 月 日	第 号	

切りとらないこと

平成22年度
特殊建築物等調査資格者講習
整 理 票

受講地	東京(1)	大阪	名古屋	東京(2)
受講番号				
氏 名				
性別	生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	
男・女	男・女	男・女	男・女	

太線枠内のみ記入して下さい。

写真欄
(6ヶ月以内に撮影した写真)
縦3.5cm・横2.5cm
の脱帽上半身のもの。
裏面に氏名を必ず記入し、
のりを全面に付けてここに貼付して下さい。

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	考
出欠チェック			

座席指定番号

切りとらないこと

平成22年度
特殊建築物等調査資格者講習
受 講 票

受講地	東京(1)	大阪	名古屋	東京(2)
受講番号				
氏 名				
性別	生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	
男・女	男・女	男・女	男・女	

太線枠内のみ記入して下さい。

受 付	考 考
第一日	第二日
第三日	第四日

座席指定番号

11. 学歴(義務教育を除く。) ※イからロの資格で受講する場合には、卒業証明書または卒業証書の写しを添付して下さい。

学 校 名	学 部・学 科 名 選科・聴講生の別	昼夜間 の 別	修学年制	所 在 地	在 学 期 間 (和歴)	卒 業・中 退
		昼・夜	年制		年 月 月 年 月 月	卒業 学年中退
		昼・夜	年制		年 月 月 年 月 月	卒業 学年中退
		昼・夜	年制		年 月 月 年 月 月	卒業 学年中退

12. 実務経験の内容(建築又は建築設備に関する技術的な実務に限る。案内書の「第6. 受講申込書記入上の注意」参照。)

勤 務 先 名 称	所 在 地	在 職 期 間		地 位 職 名	実 務 経 験 の 内 容 (技術的な業務を具体的に記入して下さい)
		年月～年月 (和暦)	年 月 数		
			年 月		
			年 月		
			年 月		
			年 月		
		在職期間合計		年 月	(実務経験は直近から記入しこの受講申込書の記載日までを算定して下さい。)

13. 勤務先証明欄

(現在または最終勤務先で証明を受けて下さい。証明者は、原則として代表者とし、社印及び代表者印を必ず押印してください。自営及び代表者の場合も自ら記名、押印して下さい。)

上記の実務経験の内容は、事実と相違ないことを証明します。

平成 22 年 月 日

証明者 勤務先名称

職 名

氏 名

印

※ 審 査 欄